

### 令和2年度

軽減割合	世帯(世帯主と被保険者)の総所得
7.75割軽減※	33万円以下
7割軽減※	33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下
5割軽減	33万円+28万5千円×同一世帯の被保険者数以下
2割軽減	33万円+52万円×同一世帯の被保険者数以下

### 令和3年度

軽減割合	世帯(世帯主と被保険者)の総所得
7割軽減※ (改定)	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下
5割軽減 (改定)	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28万5千円×(世帯の被保険者数)]以下
2割軽減 (改定)	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+52万円×(世帯の被保険者数)]以下

※本来の7割軽減になります。今後、医療費の増大が見込まれる中、全ての人が安心して医療を受けられる健康保険制度を維持していくために、段階的な見直しが行われており、令和3年度が見直しの最終年度となります。

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。この「均等割額」と「所得割額」を決める保険料率は2年に一度見直されます。令和3年度の「均等割額」の軽減制度は左表のとおりです。

### 保険料率

均等割額	43,600円
所得割率	8.60%
賦課限度額	64万円

保険料率が決定しました

## 後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療保険料は、

被保険者が等しく負担する

「均等割額」と、所得に応じて

決まる「所得割額」の合計額で

す。この「均等割額」と「所得割

額」を決める保険料率は2年

に一度見直されます。令和3

年度の「均等割額」の軽減制度

は左表のとおりです。

▼問い合わせ先

住民課 住民保険室

☎26・2249(直通)



7月1日から受付開始

## 国民年金保険料免除・納付猶予申請

保険料が納め忘れの状態

で、万一、障害や死亡といった

不慮の事態が発生すると、障

害基礎年金や遺族基礎年金が

受けられなくなる場合があります。

保険料の納付が困難な

場合は、**保険料免除制度**や**納**

**付猶予制度**があります。住民

保険室窓口で手続きをしてく

ださい。

※審査は令和3年7月分から

令和4年6月分までの期間が

対象です。

※2年1カ月前の月分まで免

除申請が可能です。

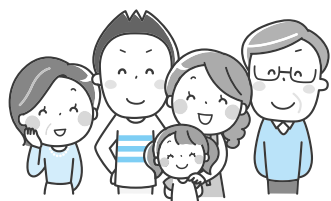
※失業などにより保険料を納

付することが経済的に困難に

なったものの、申請を忘れて

いたために未納期間がある人

は、一度ご相談ください。



国民年金保険料は

納付期限までに納めましょう

令和3年度の国民年金保険

料は、**月額16,610円**で

す。

▼納付方法

●金融機関・郵便局・コンビニ

で納付

●クレジットカードで納付

●インターネットなどで納付

●口座振替

日本年金機構では、国民年

金保険料を納期限までに納付

しない人に対して、電話、書

面、面談などで早期納付の案

内を行っています。

未納のまま放置すると、納

付を督促する文書(督促状)を

送付し、指定された期限まで

に納付が無い場合は、延滞金

を課すだけでなく、**納付義**

**務のある人の財産**を差し押さ

えることがあります。早めの

納付をお願いします。

▼相談・問い合わせ先

茨川年金事務所 国民年金課

☎22・1607

住民課 住民保険室

☎26・2249(直通)



小規模事業者の皆さまへ

吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金



地域経済の活性化を図るため、販路開拓などに取り組み小規模事業者に補助金を交付します。

▼対象事業者

創業から1年以上経過しており、町税などの滞納がない町内小規模事業者

▼対象事業

●広報事業

①ウェブサイトの作成および更新

②チラシ・DM・カタログの作成および発送

③新聞・雑誌・インターネット上へ掲載する広告

④看板の作成および設置

⑤試供品・販促品の製造など

●展示会などの出展事業

①会場の小間借上、装飾

②展示物の輸送に係る費用など

▼補助額 補助対象経費の2分の1(上限30万円)

▼申請期限 10月29日(金)

▼申請方法 申請書に必要書類を添付し、窓口へ提出してください。申請書は窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

※申請には条件があります。事前に町ホームページで確認するか、お問い合わせください。

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼申請・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室

☎26・2280(直通)

業務停止処分のお知らせ

次の下水道排水設備指定工事店に対し、業務停止処分を行いましたのでお知らせします。  
(株)一ズ

前橋市天川町1670-118(☎0277-2226-5953)

業務停止期間 令和4年4月〜7月までの4カ月間

▼問い合わせ先

上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

環境にやさしいまちづくりのため

令和3年度吉岡町住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金



住宅用太陽光発電システムを設置する人に、補助金を交付しています。

▼補助対象

次の全てに当てはまる人

●町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した、または自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した

●申請時に世帯全員が町税を完納している

●所有者全員が同意がとれている

●電力会社との電力受給契約を締結しており、連系開始日(完電を開始した日)が令和3年4月1日〜令和4年3月31日の期間である

●過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない(1住宅につき1補助とし、かつ1申請者当たり1回限り)

※法人・集合住宅および店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は対象になりません。

▼対象設備

次の全てに当てはまる設備

●住宅への設置に適し、低圧配電線と逆潮流で連系するもので、太陽電池の最大出力の合計値およびパワーコンディショナーの定格出力の合計値が10kW未満のもの

●起動および停止などに関して全自動運転を行うもの

●電力会社と電力需給契約を締結するもの

●未使用なもの

▼補助金額

1kWあたり2万5千円(円未満切り捨て)

※上限は10万円

▼申請方法

申請書は町ホームページからダウンロードできます。必要事項を記入し、協働環境室窓口に提出してください。郵送による申請は受け付けません。なお、受付期間中でも予算の額に達した場合は、その時点で受け付けを終了します。

受け付けは書類が全て揃っているものを優先します。

▼問い合わせ先

住民課 協働環境室

☎26・2245(直通)

農業者や付近の住民が困ります

## 水路に草やごみなどを捨てないで！



草刈り後の草やごみが水路に捨てられることで、水路が詰まり、民家や田畑・道路に被害が出る場合があります。また、水が流れないことで水路を利用できなくなることもあります。

水のあるは、水路を利用する農業者や付近の住民に大変迷惑をかけています。水路へ草やごみなどを捨てないでください。

### ▼連絡先

建設課 用地管理室  
☎26・2279 (直通)

まちの職員を募集します

## 職員採用試験(令和4年4月1日採用予定)



### 一般行政職

▼採用予定人員 若干名

### ▼受験資格

- ①平成4年4月2日～平成16年4月1日生まれの人
- ②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

### ▼試験日・内容

【第1次試験】9月19日①

適性検査、教養試験(時事、社会、人文および自然に関する一般知識など)高等学校卒業程度の一括一試試験

【第2次試験】10月中下旬

事務適性検査、グループディスカッション、面接試験

スカッション、面接試験

▼場所 吉岡町役場

▼申込書など配布

7月20日②から郵送または総務課(②番)窓口で配布

▼申し込み受け付け(開庁時間)

7月20日③～8月12日④

※郵送の場合は、簡易書留で8月12日⑤消印まで有効

※日程を変更する場合があります。

▼申し込み・問い合わせ先

〒370-3692

吉岡町大字下野田560番地

総務課 人事行政室

☎26・2240 (直通)

農地を貸したい人・借りたい人へ

## 農地中間管理事業を活用してみませんか？



農地を貸したい人・借りたい人を仲介し、農地の利用集積・集約化を進めています。農地の有効活用のため、農地の管理に困っている人、土地持ち非農家の人、現在の農業経営を拡大したい人、利用権設定が満期を迎える人などは、農地中間管理事業の活用をご検討ください。

▼農地を貸す・借りるときに必要な書類

### 貸すとき

農用地等貸付希望申出書

### 借りるとき

農用地等借受応募書

※群馬県農業公社ホームページ(<http://www.gnk.or.jp/>)からダウンロードする

るか、農業委員会事務局窓口で受け取ってください。

▼提出・問い合わせ先

農業委員会事務局(⑤番窓口)

☎26・2281 (直通)

### 農地の保全管理のお願い

管理が行き届いていない農地で、さまざまな被害が出ています。雑草を放置すると、火災・病害虫・交通事故などの発生要因となり大変危険です。周囲の耕作地や住民に迷惑がからないよう、除草などの適切な管理をして、荒廃農地の解消にご協力をお願いします。

### 農地パトロールを実施

農地パトロール(農地利用状況調査)とは、遊休農地の把握と発生防止、農地の無断転用防止を図り、農地の確保と有効利用のために実施するものです。

7月下旬から8月上旬にかけて、農業委員・推進委員による農地パトロールを行います。調査の際、農地に立ち入ることがあります。あらかじめご了承ください。